

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在する会社B（以下「会社」という。）に雇用され、配膳サービス業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会議用テーブルを持ち上げ移動した際に右膝に痛みを感じ（以下「本件災害」という。）、約1年後の平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「両変形性膝関節症」と診断され、同月〇日、D病院に受診し、「右膝関節内遊離体」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁  
（略）

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、「古傷と加齢による変形性膝関節症は自覚していたが、業務に支障はなかった。その後、平成〇年〇月〇日、テーブル運搬時にバランスを崩して負傷した後も、膝の違和感は継続していたため受診したところ、本件傷病と診断されたことから、業務上の事由によるものである。」旨主張するので、以下検討する。

(2) 初診時の主治医であるE医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人の右膝関節遊離体は、軟骨損傷の結果起こったものと考えられるが、1年前の負傷時の外傷との因果関係は不明である。むしろ、本件災害前から有していた変形性膝関節症に起因する軟骨変性、損傷等が主因と思われる。」と述べ、本件傷病が本件災害前から請求人が有していた変形性関節症が原因である旨述べている。

(3) また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「災害発生状況、負傷の程度、療養状況及び主治医意見書から判断して、右膝関節内遊離体の発生機序と本件災害との因果関係は認められない。」と述べている。

(4) 一方、主治医であるG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「右膝関節内遊離については、重量物を運んだ際に骨軟骨が剥離した可能性はあるが、断定はできない。遊離軟骨片が軟骨を削り、関節内に挟まれるようになり、症状が増悪した可能性は否定できない。」と述べている。当審査会において、同記載内容を精査するも、その論述からみて、あくまで可能性を述べたにすぎないとみることが相当であり、さらに、本件災害後1年以上受診していないことも加味すると、本件災害と本件傷病との相当因果関係を肯定する医学的根拠を示したものとは認められない。

(5) 当審査会としては、E医師が、本件傷病は本件災害前から請求人が有してい

た変形性膝関節症が原因と述べており、同所見を踏まえて、F医師が災害発生の状況と負傷の程度を勘案して、本件傷病と本件災害の因果関係を明確に否定しているところ、両医師の意見は医学的にみても妥当なものと判断する。したがって、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとの結論に達した。

なお、請求人は、E医師が、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「平成○年○月○日仕事に重い物を持って受傷」と記述していることをもって、同医師が業務上である旨認めたと主張するが、同医師は、前記意見書において、要旨、「平成○年○月○日、仕事に重い物を持って、損傷を負ったとのことである。」と記載しているところ、同記載内容からみて、請求人の初診時の病訴を単に記述したものとみることが相当であり、因果関係を肯定したものではないことは明らかであることから、請求人の主張は採用できない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。